

令和 2 年度鬼北町一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「令和 2 年度鬼北町一般廃棄物処理計画」を以下のとおり策定したので、法第 6 条第 4 項及び鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年鬼北町条例第 136 号）第 7 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

鬼北町長 兵 頭 誠 亀

1 基本方針

- (1) ごみは、一般家庭・事業者ともにその抑制に努め、排出段階で「可燃物」、「不燃物」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」及び「有害ごみ」などに分別し、それぞれに指定した方法により処理を行う。
- (2) 一般家庭系のごみについては、各地区等に設置したステーションへの排出、収集及び回収方式により対処する。

粗大ごみについては、自己搬入を原則とし、高齢化家庭等で自己搬入が困難な場合は、事前の電話申込みによる有料戸別収集を実施する。

家屋解体や空き家の整理等により一時期に多量に発生する一般家庭系ごみ（可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ）については、自己搬入を原則とし、運搬車両が無い場合など自己搬入が困難な場合は、家庭系一般廃棄物収集運搬の許可業者により処理を行うこととする。

- (3) 事業系一般廃棄物及びこれと合わせて処理することができる産業廃棄物については、事業者自らの責任で処理を行うことを明確にする意味において、自己搬入を原則とし、特別な理由があると町長が認めた場合は、事業系一般廃棄物収集運搬の許可業者により処理を行うこととする。なお、事業系一般廃棄物等の搬入先となる施設での受入れが困難など、止むを得ない場合においては、町外の民間処理施設（民間処理施設所在地の市町との事前協議を行い、承諾を得られた場合に

限る。)において処理することができるものとする。

(4) 特別管理一般廃棄物については、排出者の責任において全量処理する。

(5) 宇和島地区広域事務組合環境センター及び汚泥再生処理センターへ運搬搬出する鬼北町の一般廃棄物については、宇和島市、松野町及び愛南町の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう処理する。

(6) 収集、運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条の基準に従って処理をする。

2 計画処理区域 鬼北町全域

3 発生量及び処理量の見込

(1) 種類別ごみ排出量及び処理量

| 種類 | 発生量及び処理量 |
|-----------|----------|
| ごみ排出量（合計） | 2, 794 t |
| 可燃ごみ 計 | 2, 011 t |
| 不燃ごみ 計 | 240 t |
| 粗大ごみ 計 | 4 t |
| 資源ごみ 計 | 539 t |
| その他 計 | 0 t |

ごみ排出量内訳

【家庭系ごみ】

【事業系ごみ】

| | | | |
|----------------|----------|----------|-------|
| 収集（直営・委託・許可業者） | 2, 195 t | 収集（許可業者） | 304 t |
| 可燃ごみ | 1, 419 t | 可燃ごみ | 304 t |
| 不燃ごみ | 240 t | 不燃ごみ | 0 t |
| 粗大ごみ | 1 t | 粗大ごみ | 0 t |
| 資源ごみ | 535 t | 資源ごみ | 0 t |
| その他 | 0 t | その他 | 0 t |
| 直接搬入 | 79 t | 直接搬入 | 216 t |
| 可燃ごみ | 72 t | 可燃ごみ | 216 t |
| 不燃ごみ | 0 t | 不燃ごみ | 0 t |
| 粗大ごみ | 3 t | 粗大ごみ | 0 t |
| 資源ごみ | 4 t | 資源ごみ | 0 t |
| その他 | 0 t | その他 | 0 t |

※資源ごみとは、紙類、缶類、ペットボトル、廃乾電池、廃蛍光管、廃食用油、小型家電、古着類等である。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

| 種 類 | 発生量及び 処理量 |
|-------|--------------|
| し 尿 | 3,609k1 |
| 浄化槽汚泥 | 4,405k1 |

※農業集落排水処理汚泥を含む

4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分に関する施策を充実・展開することを基本とし、以下の方策に取り組む。

(1) 町は、一般廃棄物の減量及び再資源化の促進に関し、町民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 町は、ごみの排出抑制啓発・再資源化啓発等について、有効な方策を検討し、また、実践すること。

(3) 町は、レジ袋の削減を図るため、マイバック運動の推進と過剰包装の自粛を呼びかけること。

(4) 町は、食品ロスの削減をするため、家庭や給食における食べきり運動や食品関連事業者へ食べ残しを減らす取り組み、飲食店での食べきり・料理の持ち帰り運動等の指導をすること。

(5) 町民は、焼却施設の負荷を軽減するため、家庭等から排出される生ごみの減量に努める。

また、町は、家庭用生ごみ処理機購入費の一部を補助し、有機物の再利用を図ること。

(6) 町民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図るとともに、廃棄物の分別収集に協力すること。

(7) テレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により適正処理を行い、排出者自らが責任を持って事業者へ引渡し再資源化すること。

(8) 事業者は、事業活動に伴って発生するごみの削減とリサイクルに自ら積極的に取り組む。

また、物の製造、加工、販売等に際してその製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難な状況をまねかないようにするとともにその回収に努めること。

(9) 町によるリサイクル処理が不可能な廃棄物であっても、町以外の者によるリサ

イクル処理が可能となる廃棄物については、その者（一般廃棄物処分業者）への許可によりリサイクルを行うこととする。

5 可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみの収集運搬計画

- (1) 町の収集する可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみは、収集日程表等に基づいてステーション等に排出されたものとする。
- (2) 多量ごみを排出する場合は、個人の責任で直接処理施設に運搬するものとする。
ただし、運搬車両が無い場合など自己搬入が困難な場合は、家庭系一般廃棄物収集運搬の許可業者へ直接依頼して処理を行うものとする。
- (3) 町の収集するごみは、一般家庭の生活系のものとし、事業活動に伴って排出される一般廃棄物については、事業者の責任で直接処理施設に運搬若しくは許可業者に委託するものとする。

ア 可燃物（燃えるごみ）の収集日及び収集区域

| | |
|-------------|--|
| 可燃物 搬出時間 | 午前6時 ～ 午前8時 |
| 収集曜日 | 収 集 区 域 |
| 月・木 | 泉地区、愛治地区、近永地区（栄町・旭町以外） |
| 火・金 | 好藤地区、三島地区、日吉地区、近永地区（栄町・旭町） ※年則は、火、金曜日 |

※ 可燃物の収集は、町の指定する収集袋に入れステーションに排出された物とする。

イ 不燃物（燃えないごみ）及び資源ごみ（ビン・カン類）の収集日及び収集区域

| | | |
|---------------------|-----|---|
| 不燃物 資源ごみ 搬出時間 | | 不燃物（燃えないごみ）：午前6時 ～ 午前8時 資源ごみ（ビン・カン類）：午前6時 ～ 午前8時 |
| 収集曜日 | 種 類 | 収 集 区 域 |
| 月 | ② | 愛治地区、好藤地区 |
| 火 | ② | 泉地区、近永地区（新町・本町・南町、栄町、旭町、鬼北の里） |

| | | |
|----|---------------------------|-------------------------------------|
| 水 | ① | 町内全域 |
| 木 | ② | 三島地区、日吉地区 |
| 金 | ② | 近永地区（牛野川・水分・北川・成川・今在家・奈良・芝・中野川・永野市） |
| 備考 | 種類区分 ① ビン・カン類 ② 燃えないごみ | |

- ※ 不燃物（燃えないごみ）及び資源ごみ（ビン・カン類）の収集は、町の指定する収集袋に入れステーションに排出された物とする。
- ※ スプレー缶等の収集は、穴開けした缶等は町の指定する袋に入れて排出された物、穴開けが出来ていない缶等は、役場本庁、日吉支所、好藤・愛治・三島・泉の各公民館へ排出された物とする。

ウ 資源ごみ（ペットボトル）の収集日及び収集区域（ペットボトルマーク1のみ回収）

| | |
|--------------------------|----------------|
| 資源ごみ （ペットボトル） 搬出時間 | 午前6時 ～ 午前8時 |
| 地区名 | 回 収 曜 日 |
| 近永地区 | 毎月第1金曜日及び第3金曜日 |
| 好藤地区 | 毎月第2金曜日及び第4金曜日 |
| 愛治地区 | 毎月第2金曜日及び第4金曜日 |
| 三島地区 | 毎月第2金曜日及び第4金曜日 |
| 泉 地区 | 毎月第1金曜日及び第3金曜日 |
| 日吉地区 | 毎月第2木曜日及び第4木曜日 |

- ※ 役場本庁、各公民館（近永・日吉除く）では毎週金曜日、日吉支所では毎週木曜日に収集する。
- ※ 資源ごみ（ペットボトル）の収集は、栓をはずし、中をよく水洗いしてラベルをはがしたペットボトルを町の指定する収集袋に入れ、ステーションに排出された物とする。

エ 古紙回収（新聞、雑誌、ダンボール等）の収集日及び収集区域

| 搬出時間 | 当日午前8時までに回収場所 |
|------|---------------|
| 地区名 | 回収曜日 |
| 近永地区 | 偶数月第2土曜日 |
| 好藤地区 | 偶数月第4土曜日 |
| 愛治地区 | 偶数月第4土曜日 |
| 三島地区 | 奇数月第4土曜日 |
| 泉地区 | 奇数月第2土曜日 |
| 日吉地区 | 奇数月第4土曜日 |

※ 本庁・日吉支所では、毎月第2・第4土曜日に収集する。

※ 古紙の回収は、新聞、雑誌、ダンボール等に仕分けし、金具等を取り除き、ひもなどで縛って排出された物とする。

オ 粗大ごみ回収

（宇和島地区広域事務組合環境センターへ直接持ち込む場合）

粗大ごみは、祝日及び年末年始の休日を除く月曜日から土曜日の午後1時から午後4時30分までの間に宇和島地区広域事務組合環境センターへ直接持ち込むものとする。

（鬼北町役場へ直接持ち込む場合）

粗大ごみは、祝日及び年末年始の休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分の間に役場本庁環境保全課窓口及び日吉支所で直接持ち込みの受け入れを行うものとし、また、奇数月第2日曜日午前中役場本庁環境保全課窓口で直接持ち込みの受け入れを行うものとする。

（町の委託業者へ依頼する場合）

運搬車両が無い場合など直接持ち込むことが困難な場合は、町への事前申込みにより、祝日及び年末年始の休日を除く水曜日の午前9時から午後4時30分の間に委託業者の戸別収集（有料）を行うものとする。

（家庭系一般廃棄物の許可業者へ依頼する場合）

運搬車両が無い場合など直接持ち込むことが困難な場合は、家庭系一般廃棄物収集運搬の許可業者への直接依頼により個別収集（有料）を行うものとする。

カ 廃食用油回収

廃食用油の回収は、有価物として再生処理を行うため、所定の回収場所（役場環境保全課、日吉支所、好藤・愛治・三島・泉公民館）に排出するものとする。

キ 古着回収

古着の回収は、リサイクル品として所定の回収場所（役場環境保全課、日吉支所、好藤・愛治・三島・泉公民館）に排出するものとする。

ク 小型家電回収

小型家電の回収は、リサイクル品として所定の回収場所（役場環境保全課、日吉支所、近永、好藤・愛治・三島・泉公民館）に排出するものとする。

ケ 有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光管）回収

廃乾電池及び廃蛍光管に含まれる水銀等をリサイクル処理するため、所定の回収場所（役場本庁、日吉支所、好藤・愛治・三島・泉公民館、南町集会所）に排出するものとする。

コ 適正処理困難物

農薬、消火器、ガスボンベ、バッテリー、廃油、塗料、焼却灰、バイク、自動車、農機具、農業用肥料袋、農業用ビニール／ポリエチレン、畔シート、ドラム缶、コンクリート、ブロック、土砂、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等

サ 収集運搬等委託業者

(ア) 可燃物、不燃物、資源ごみ（ビン・カン類、ペットボトル）及び粗大ごみの収集運搬業務

鬼北町大字畔屋 1 1 6 6 番地

有限会社 大幸クリーン 代表取締役 篠崎 幸高

(イ) 古紙（新聞、雑誌、ダンボール等）回収業務

大洲市徳森 2245 番地 15

有限会社 クリーンセンター 代表取締役 福積 鈴美

(ウ) 粗大ごみ運搬処理業務

後日決定

(エ) 粗大ごみ処理後残渣処理業務
後日決定

(オ) 使用済み蛍光管の処理業務
後日決定

(カ) 使用済み乾電池の処理業務
後日決定

(キ) 古着の回収業務

松山市空港通五丁目 7 番地 2 号
株式会社 カネシロ 代表取締役 小池 正照

(ク) 小型家電の回収業務

松山市北吉田町 349 番地 1
金城産業株式会社 代表取締役 金城正信

6 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集は、委託業者が個別の依頼により実施するものとする。
(2) 収集運搬車は、専用バキューム車とする。

ア 収集日及び収集区域

収集日 随 時
収集区域 鬼北町全域

イ 収集運搬委託業者

鬼北町大字興野々 1 2 8 2 番地 1
有限会社 広見衛生社 代表取締役 河野 敬 輔

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 熱回収施設・資源回収施設

| | |
|-------|--|
| 施設名 | 宇和島地区広域事務組合環境センター |
| 所在地 | 宇和島市祝森甲 3 7 9 9 番地 |
| 処理方式 | 全連続式ストーカ炉方式 |
| 公称能力 | 熱回収施設【120 t / 日※60 t / 日×2 炉 24 時間運転】 資源回収施設【20 t / 日 5 時間運転】 |
| 資源化方式 | 高効率ごみ発電（定格出力 2500 k w） 焼却灰セメント化等 |

(2) し尿処理施設

| | |
|-----|------------------------|
| 施設名 | 宇和島地区広域事務組合 汚泥再生処理センター |
|-----|------------------------|

| | |
|------|---|
| 所在地 | 宇和島市坂下津乙69番地1 |
| 形式 | 水処理方式＝高負荷膜分離処理方式＋高度処理 資源化方式＝リン回収方式（SRAPシステム） |
| 公称能力 | 220k1/日（し尿130k1/日、浄化槽汚泥90k1/日） |

8 一般廃棄物処理業許可の取扱いについて

- (1) 一般廃棄物（ごみ）の家庭系ごみの収集運搬業については、家屋解体や空き家の整理等により一時期に多量に発生する家庭系ごみ（可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ）の戸別収集のみ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第7条の2の規定に基づき審査し、業者への許可を行う。業者については、町内に本店、支店を有している業者であることとし、申請期間は町長が別に定める。
- (2) 一般廃棄物（ごみ）の事業系ごみの収集運搬業については、ごみの排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できるため、原則として新規業者への許可は行わない。ただし、町内に本店、又は支店を有している業者については、大規模災害時の災害廃棄物処理の対応等を考慮し、新規業者は申請書類等を審査し許可・不許可を判断する。なお、事業系ごみに係る収集運搬業許可業者の更新許可については、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう当町における需給の均衡等を考慮し、更新期間中における当町区域での収集運搬業務の実績が無い場合には次の更新について更新しない場合がある。
- (3) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集運搬業については、業者への許可は行わない。
- (4) 一般廃棄物の処分業については、既存処理施設において円滑かつ的確な処理が確保されていることから、原則として新規業者への許可は行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、新規業者の処分業の許可を行う。
 - ① 町内における一般廃棄物であって、宇和島地区広域事務組合施設（熱回収施設・資源回収施設、し尿処理施設）や既存の許可業者での施設で処分することが困難である場合で、適正に処分されることが確実である場合
 - ② 処理により再利用され、又は再生利用されることが確実であり、公益上必要と認められる一般廃棄物の処分業務を行う場合で、適正に処分されることが確実である場合